



26 教学発第 12997 号  
平成 27 年 3 月 21 日

大田区立学校通学区域改正審議会 様

大田区教育委員会



大田区立学校通学区域の改正について（諮問）

大田区立学校通学区域改正審議会規程第 1 条に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 池雪小学校の通学区域の一部を、平成 28 年 4 月より馬込第三小学校、久原小学校、小池小学校、雪谷小学校及び洗足池小学校の通学区域とする。
- 2 小池小学校の通学区域の一部を、平成 28 年 4 月より馬込第三小学校及び洗足池小学校の通学区域とする。
- 3 雪谷小学校の通学区域の一部を、平成 28 年 4 月より松仙小学校及び洗足池小学校の通学区域とする。
- 4 松仙小学校の通学区域の一部を、平成 28 年 4 月より東調布第一小学校、調布大塚小学校及び東調布第三小学校の通学区域とする。
- 5 久原小学校の通学区域の一部を、平成 28 年 4 月より東調布第三小学校の通学区域とする。

以上

## 1 諒問理由

池雪小学校の児童数増加により、教育環境の整備を行う必要があるため。

## 2 改正内容

池雪小学校の通学区域の一部を、通学区域を接する馬込第三小学校、久原小学校、小池小学校、雪谷小学校及び洗足池小学校の通学区域とともに、これらの小学校が別に通学区域を接する東調布第一小学校、調布大塚小学校、東調布第三小学校及び松仙小学校との間においても、通学区域の一部を変更する。

大田区立学校設置規則の一部改正 新旧対照表（抄）

改正案		現行	
別表（第2条関係） 小学校		別表（第2条関係） 小学校	
名称	通学区域	名称	通学区域
	(略)		(略)
同 馬込第 三小学 校	東馬込一丁目 1番～18番・20 番～24番・30番  北馬込一丁目全城・同二丁目 全城 中馬込一丁目全城・同二丁目 1番～21番 上池台四丁目 1番・2番・ <u>同 五丁目 1番～7番・13 番～15番</u>	東馬込一丁目 1番～18番・20 番～24番・30番  北馬込一丁目全城・同二丁目 全城 中馬込一丁目全城・同二丁目 1番～21番 上池台四丁目 1番・2番	
	(略)		(略)
同 東調布 第一小 学校	田園調布南 17番～30番  田園調布本町 1番～49番・54 番～58番 <b>東嶺町 6番～9番・17番・39 番～47番</b> 西嶺町 1番～11番・23番～34 番 <b>北嶺町 10番・11番・31番～35 番・36番のうち旧調布 嶺町一丁目57の部分・ 37番・38番</b>	田園調布南 17番～30番  田園調布本町 1番～49番・54 番～58番 <b>東嶺町 39番～47番</b>  西嶺町 1番～11番・23番～34 番 <b>北嶺町 32番～35番・36番のう ち旧調布嶺町一丁目57 の部分・37番・38番</b>	
	(略)		(略)
同 調布大 塚小学 校	雪谷大塚町 2番～23番  <b>南雪谷二丁目15番のうち旧調 布大塚町の部分・16番 ～21番・同四丁目17 番・24番</b> <b>北嶺町 1番および2番のうち 旧調布嶺町一丁目の部 分・3番～9番・36番 のうち旧調布嶺町一丁 目47の部分・39番～48 番</b>	雪谷大塚町 2番～23番  <b>南雪谷二丁目15番のうち旧調 布大塚町の部分・16番 ～21番・同四丁目17番</b>  <b>北嶺町 1番および2番のうち 旧調布嶺町一丁目の部 分・3番～5番・36番 のうち旧調布嶺町一丁 目47の部分・39番～48 番</b>	

改正案		現行	
	田園調布本町50番～53番 田園調布一丁目1番～9番・ 13番～29番・31番～40番		田園調布本町50番～53番 田園調布一丁目1番～9番・ 13番～29番・31番～40番
同 東調布 第三小 学校	鶴の木一丁目1番・3番～6番・10番～26番・同二丁目5番～8番  <b>久が原三丁目28番～42番・同四丁目18番～21番・33番～38番・同六丁目7番・14番</b>  南久が原一丁目全域・ <b>同二丁目全域</b>  千鳥三丁目3番の一部 下丸子三丁目2番の一部・同四丁目1番の一部 東嶺町18番～38番 西嶺町12番～22番		鶴の木一丁目1番・3番～6番・10番～26番・同二丁目5番～8番  <b>久が原四丁目34番・35番の一部・同六丁目7番の一部</b>  南久が原一丁目全域・ <b>同二丁目1番の一部・2番～33番</b>  千鳥三丁目3番の一部 下丸子三丁目2番の一部・同四丁目1番の一部 東嶺町18番～38番 西嶺町12番～22番
	(略)		(略)
同 久原小 学校	久が原二丁目17番～28番・ <b>同四丁目5番～17番・22番～32番・39番～44番・同五丁目全域・同六丁目1番～6番・8番～13番・15番～23番・25番、24番・26番および27番のうち旧久ヶ原町の部分</b>  千鳥一丁目1番および2番のうち旧久ヶ原町の部分  <b>仲池上二丁目8番・9番・15番～20番・28番～30番</b>		久が原二丁目17番～28番・ <b>同四丁目5番～17番・22番～32番・35番のうち旧久ヶ原町の部分・36番～44番・同五丁目全域・同六丁目1番～6番・8番～23番・25番・7番・24番・26番および27番のうち旧久ヶ原町の部分</b>  千鳥一丁目1番および2番のうち旧久ヶ原町の部分  <b>仲池上二丁目17番～19番・29番・30番</b>
同 松仙小 学校	久が原一丁目全域・ <b>同二丁目1番～16番・同三丁目1～27番・同四丁目1番～4番</b>  <b>(削除)</b>  <b>東嶺町1番～5番・10番～16番</b> <b>北嶺町12番～30番</b>		久が原一丁目全域・ <b>同二丁目1番～16番・同三丁目全域・同四丁目1番～4番・18番～21番・33番</b>  <b>南久が原二丁目1番のうち旧久ヶ原町の部分</b> <b>東嶺町1番～17番</b>  <b>北嶺町6番～20番・21番のうち旧調布嶺町一丁目の部分および旧久ヶ原町の部分・22番～31番</b>

改正案		現行	
	<b>南雪谷五丁目13番～21番</b>		<b>南雪谷四丁目24番・同五丁目 18番および19番のうち 旧久ヶ原町の部分</b>
同 池雪小 学校	<b>東雪谷四丁目9番～25番・同 五丁目2番～24番・29 番～40番</b>  仲池上一丁目全域・ <b>同二丁目 1番～7番・10番～14 番・21番～27番</b> <b>上池台三丁目9番・15番～18 番・42番～47番・同五 丁目8番～12番・18番 ～38番</b>		<b>東雪谷二丁目1番・2番・30 番～35番・同三丁目1 番～10番・12番・23番 ～26番・同四丁目全 域・同五丁目全域</b> 仲池上一丁目全域・ <b>同二丁目 1番～16番・20番～28 番</b> <b>上池台三丁目7番～9番・15 番～20番・41番～47 番・五丁目3番～38番</b>
同 小池小 学校	<b>上池台一丁目18番・19番・21 番～53番・同二丁目全 域・同三丁目1番～8 番・10番～14番・19番 ～41番・同四丁目3番 ～47番・同五丁目16 番・17番</b> <b>東雪谷一丁目1番のうち旧上 池上町部分・9番～35 番・同四丁目1番～8 番</b> 南千東一丁目32番および33番 のうち旧池上洗足町の 部分・34番・同二丁目 1番・2番のうち旧池 上洗足町および旧上池 上町の部分		<b>上池台一丁目18番・19番・21 番～53番・同二丁目全 域・同三丁目1番～6 番・10番～14番・21番 ～40番・同四丁目3番 ～47番・同五丁目1 番・2番</b> <b>東雪谷一丁目全域</b>  南千東一丁目32番および33番 のうち旧池上洗足町の 部分・34番・同二丁目 1番・2番のうち旧池 上洗足町および旧上池 上町の部分
同 雪谷小 学校	<b>東雪谷二丁目11番～35番・同 三丁目全域・同五丁目 1番・25番～28番</b> 南雪谷一丁目全域・同二丁目 1番～14番・15番のう ち旧雪ヶ谷町の部分・ 同三丁目全域・同四丁 目1番～16番・18番～ 23番・25番・ <b>同五丁目 1番～12番</b>  <b>北嶺町1番および2番のうち 旧雪ヶ谷町の部分</b>		<b>東雪谷二丁目3番～29番・同 三丁目11番・13番～22 番・27番～32番</b> 南雪谷一丁目全域・同二丁目 1番～14番・15番のう ち旧雪ヶ谷町の部分・ 同三丁目全域・同四丁 目1番～16番・18番～ 23番・25番・ <b>同五丁目 1番～17番・18番およ び19番のうち旧道々橋 町の部分・20番・21番</b> <b>北嶺町1番および2番のうち 旧雪ヶ谷町の部分・21 番のうち旧道々橋町の 部分</b>

改正案		現行	
同 洗足池 小学校	<p>雪谷大塚町 1 番</p> <p>南千東二丁目 17 番～32番・同 三丁目全城</p> <p>石川町一丁目全城・同二丁目 全城</p> <p><b>東雪谷一丁目 1 番のうち旧雪 ヶ谷町部分・2番～8 番・同二丁目 1 番～10 番</b></p> <p>(略)</p>	同 洗足池 小学校	<p>雪谷大塚町 1 番</p> <p>南千東二丁目 17 番～32番・同 三丁目全城</p> <p>石川町一丁目全城・同二丁目 全城</p> <p>(略)</p>

※馬込第三小学校に、池雪小学校の上池台五丁目 3～7、13～15 番を、小池小学校の上池台五丁目 1 番及び 2 番を加える。

※東調布第一小学校に、松仙小学校の東嶺町 6～9、17 番及び北嶺町 10、11、31 番を加える。

※調布大塚小学校に、松仙小学校の南雪谷四丁目 24 番及び北嶺町 6～9 番を加える。

※東調布第三小学校に、久原小学校の久が原四丁目 35 番のうち旧ヶ原町の部分、36～38 番及び久  
が原六丁目 7 番のうち旧ヶ原町の部分、14 番を、松仙小学校の久が原三丁目 28～42 番、久  
が原四丁目 18～21、33 番及び南久が原二丁目 1 番のうち旧ヶ原町の部分を加える。

※久原小学校から、久が原四丁目 35 番のうち旧ヶ原町の部分、36～38 番及び久が原六丁目 7 番の  
うち旧ヶ原町の部分、14 番を削除する。

※久原小学校に、池雪小学校の仲池上二丁目 8、9、15、16、20、28 番を加える。

※松仙小学校から、久が原三丁目 28～42 番、久が原四丁目 18～21、33 番、南久が原二丁目 1 番  
のうち旧ヶ原町の部分、東嶺町 6～9、17 番、北嶺町 6～11、31 番及び南雪谷四丁目 24 番、  
を削除する。

※松仙小学校に、雪谷小学校の南雪谷五丁目 13～17、18 番及び 19 番のうち旧道々橋町の部分、20、21 番及び北嶺町 21 番のうち旧道々橋町の部分を加える。

※池雪小学校から、東雪谷二丁目 1、2、30～35 番、東雪谷三丁目 1～10、12、23～26 番、  
東雪谷四丁目 1～8 番、東雪谷五丁目 1、25～28 番、仲池上二丁目 8、9、15、16、20、2  
8 番、上池台三丁目 7、8、19、20、41 番及び上池台五丁目 3～7、13～17 番を削除する。

※小池小学校から、上池台五丁目 1、2 番及び東雪谷一丁目 1 番のうち旧雪ヶ谷町部分、2～8 番を削除  
する。

※小池小学校に、池雪小学校の上池台三丁目 7、8、19、20、41 番、上池台五丁目 16、17 番及  
び東雪谷四丁目 1～8 番を加える。

※雪谷小学校から、東雪谷二丁目 3～10 番、南雪谷五丁目 13～17、18 及び 19 番のうち旧道々橋  
町の部分、20、21 番及び北嶺町 21 番のうち旧道々橋町の部分を削除する。

※雪谷小学校に、池雪小学校の東雪谷二丁目 30～35 番、東雪谷三丁目 1～10、12、23～26 番  
及び東雪谷五丁目 1、25～28 番を加える。

※洗足池小学校に、池雪小学校の東雪谷二丁目 1、2 番を、小池小学校の東雪谷一丁目 1 番のうち旧雪ヶ  
谷町部分、2～8 番を、雪谷小学校の東雪谷二丁目 3～10 番を加える。

# 通学区域の比較 変更後の通学区域

## 現在の通学区域

